

市有財産売却入札公告

一般競争入札を次のとおり実施するので、野々市市財務規則（昭和 59 年野々市町規則第 1 号）第 110 条の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 2 日

野々市市長 栗 貴 章

第 1 売買物件及び最低売却価格

- 0 売 払 担 当 課 野々市市 総務課
- 1 物 件 名 市有財産売却 土地 二日市三丁目 169 番
- 2 所 在 地 番 野々市市二日市三丁目 169 番
- 3 地 目 宅地
- 4 地 積 83.54 m^2
- 5 用 途 地 域 第二種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）
- 6 最低売却価格 4,610,000 円

第 2 入札参加資格

一般競争入札に参加できる者は、個人及び法人とする。ただし、次の項目に該当する者は参加できない。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に掲げる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び同条第 6 号に該当する者
- （3）無差別大量殺人行為を行った団体の規定に関する法律第 5 条（平成 11 年法律第 147 号）により観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員
- （4）野々市市税を滞納している者

第 3 契約に付す条件

市有財産売買契約書（案）のとおりとする。

第4 入札の参加申込手続

提出方法	直接持参又は書留郵便
提出期間	令和7年12月15日（月）午前8時30分から 令和8年1月13日（火）午後5時00分（必着）まで
申込み先	野々市市役所2階 企画財政課
	〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 野々市市役所総務部企画財政課契約入札係 宛
提出書類	① 市有財産売却参加申込書兼誓約書及び納付状況等調査同意書（様式第1号） ② 入札保証金に関する約定書・入札保証金返還請求書兼振入依頼書（様式第2号） ③ 商業登記簿謄本（個人にあっては本籍地の市町村長が交付する身分証明書） ④ 印鑑（登録）証明書 ⑤ 返信用封筒（入札保証金納付書送付用） ※1. ③④については、入札公告日以降に発行されたもの。 ※2. ⑤返信用封筒は、納付書を直接取りに来る場合は不要。 ※3. ⑤返信用封筒は、定型封筒で送付先を記入し、切手を貼っておくこと。 ※4. 持分を共有にする場合には必ず共有者全員の連名で申し込むこと。

第5 入札参加資格の結果通知

参加申し込み時に提出された書類の審査を行い、入札参加資格の有無をメールにて通知する。

通知期間：令和8年1月14日（水）～令和8年1月16日（金）午後5時

第6 現地説明会

現地説明会はありません。入札に参加しようとする者は、物件調書を参考に必ず現地を確認すること。

第7 入札保証金

入札参加者は、市が指定する納付方法により見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

入札保証金の納付方法及びその他の事項は、「市有財産売却入札心得書」第3条（入札保証金等）の規定のとおりとする。

第8 入札書の提出

提出方法	直接持参又は書留郵便
提出期限	令和8年1月26日（月）午後5時00分（必着）
提出書類	① 封印された入札書（様式第3号） ② 領収印付の入札保証金納付書（領収証書兼保管証書）
直接持参	野々市市役所2階企画財政課 ※必ず <u>企画財政課職員</u> へ手渡しすること
書留郵便	〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 野々市市役所総務部企画財政課契約入札係 宛 ※「入札書在中」、「入札番号 1023」を明記すること ※二重封筒とし、書留郵便で送付すること。

※入札書の詳細については、「市有財産売払入札心得書」第4条（入札等）の規定のとおりとする。

※提出期限厳守（提出期限後に到達したものはいかなる事由があっても受理しない）。

第9 開札の日時及び場所

- 1 日 時 令和8年1月27日（火）午前9時10分
- 2 場 所 野々市市役所1階102会議室
- 3 開札方法 入札事務に関係のない職員の立会のもと、野々市市総務部企画財政課長が執行する。
- 4 同額くじ 同額入札があった場合についてはくじ引きを行う。
実施日時 令和8年1月29日（木）午前10時00分
実施場所 野々市市役所2階 企画財政課
- 5 開札結果 落札者へのみメールにて連絡する。後日、ホームページにて公表する。
- 6 そ の 他 入札参加者は、開札への参加は必要ないが、立ち会いを希望する場合は、「市有財産売払入札心得書」第4条（入札等）第3項の規定のとおりとする。

第10 入札に関する無効事項

「市有財産売払入札心得書」第6条に規定する入札書は、無効とする。

第11 落札者の決定方法

最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。くじの辞退はできない。くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない職員がくじを引く。

第12 契約書の要否

契約書の作成を要する。

第13 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とし、売買代金に充当するものとする。

第 14 売買代金の納入

野々市市が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日の翌日から起算して 30 日以内）までに納入すること。

第 15 所有権の移転等

- 1 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を現況のまま引き渡すものとする。
- 2 所有権の移転登記その他の登記に必要な手続きは落札者が行うものとする。
- 3 売買契約書（市保管用のもの）に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など契約に必要な一切の費用は、落札者の負担とする。
- 4 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行うものとする。
- 5 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第 16 売払結果の公表

売却の結果については、以下の内容について公表する。

- ・当該入札物件の所在地、面積
- ・契約年月日
- ・契約の金額
- ・契約の相手方（個人の場合は「個人」として公表）

第 17 その他

入札者は、本公告のほか、「市有財産売払入札心得書」、「市有財産売買契約書（案）」及び「物件調書」を十分理解の上、入札するものとする。

第 18 問い合わせ先

野々市市総務部企画財政課契約入札係
電話 076-227-6032